

令和3年度山形県飲食業関連家賃等緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者を支援するため、事業者が事業を営むために要した費用として実際に支払った固定経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

(1) 事務局

県との委託契約に基づき山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局を担う事業者をいう。

(2) 事業者

① 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める飲食店又は飲食料品卸売業を営む者をいう。

② 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める貸おしぼり業を営む者をいう。

③ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条の規定による認定を受けて同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。

(3) 固定経費

県内において飲食店、飲食料品卸売業、貸おしぼり業又は自動車運転代行業を営む者が、事業を営むために要した費用として実際に支払った家賃、地代、リース料等の額をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する中小法人・個人事業主とする。

(1) 県内において飲食店、飲食料品卸売業、貸おしぼり業又は自動車運転代行業を主たる事業として営む中小法人・個人事業主(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって常時使用する従業員の数が50人以下のものをいう。)

(2) 県内において飲食店、飲食料品卸売業、貸おしぼり業又は自動車運転代行業を営む者であって、その住所が県内にある者

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から9月までのいずれかの月の売り上げが前年又は前々年の同月比の50%以上減少している者

但し、令和2年9月2日から令和3年8月1日までの間に創業した者にあつては、令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が令和2年10月から令和3年8月までのいずれかの一月と比較して50%以上減少している者

(4) 本補助金交付後も事業継続する意思がある者

(5) 新型コロナウイルス感染症対策を講じている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第35条の2に規定する特定性風俗物品

販売等営業を行う者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団並びに第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められる者
- (4) 法人の場合で、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者

(補助金の対象期間及び対象経費)

第4条 この補助金の対象となる期間は、令和3年7月1日から同年9月30日までとし、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象期間に発生した事業に掲げる経費とする。

経費区分	補助対象となる固定経費
家賃・地代	・ 県内の不動産を賃借し、当該不動産を事業活動に必要となる店舗、事務所、事業所、倉庫若しくは駐車場等として使用した際に発生した賃借料
リース料	・ 飲食料品集配車、冷蔵車、代行随伴車等、事業を営むために要した車両に係るリース料
	・ 冷蔵庫等の倉庫設備等、事業を営むために要した備品・設備に係るリース料
自動車保険料	・ 飲食料品集配車、冷蔵車、代行随伴車等、事業を営むために要した車両に係る損害賠償責任保険料(業務用)

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、前条の規定に基づく補助対象経費の10分の10以内の額とし、法人にあっては40万円、個人事業主にあっては20万円を上限とする。

2 前項の規定により算定された額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受ける事業者は、補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、令和3年11月1日から同年12月31日までの期間に事務局へ提出するものとする。

- (1) 令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上げが前年又は前々年の同月比で50パーセント以上減少していることが証明できるものの写し(確定申告書、売上台帳等)
- (2) 不動産賃貸借契約書等の写し(家賃及び地代関係)
- (3) リース契約書の写し(車両及び設備関係)
- (4) 損害賠償責任保険契約書の写し(自動車保険料関係)
- (5) 自動車運転代行業の認定証(自動車保険料関係)
- (6) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し(領収書等)
- (7) 振込先の通帳の写し
- (8) その他、事務局が求める書類

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第7条 知事は、第6条の規定により補助金交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金にかかる消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

- 第8条 第6条の規定による補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)の提出をもって、実績報告書の提出に代えるものとする。

(支払い)

- 第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。
- 2 第7条の規定による交付決定の通知をもって、補助金等の額の確定通知に代えるものとする。

(帳簿の備付等)

- 第10条 帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和3年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記様式第2号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。